

官報

号外
平成二十三年六月十四日

○国 第百七十七回 衆議院會議録 第二十八号

平成二十三年六月十四日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十三年六月十四日

午後零時十分開議

第一 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき
同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件
公害等調整委員会委員任命につき同意を求める
の件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求
めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を
求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの
件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を
求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの
件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの
件

平成二十三年六月十四日 衆議院會議録第二十八号

元議員佐藤孝行君逝去につき弔詞贈呈の報告

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件等九件

一

午後零時十二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○議長(横路孝弘君) 御報告することがあります。
永年在職議員として表彰された元議員佐藤孝行
君は、去る五月十八日逝去されました。まことに
哀悼痛惜の至りにたえません。

佐藤孝行君に対する弔詞は、議長において昨十
三日既に贈呈いたしております。これを朗読いた
します。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議
をもつてその功労を表彰され、さきに世界貿易
機関設立協定等に関する特別委員長、国会等の
移転に関する特別委員長の要職につき、また国
務大臣の重任にあたられた佐藤孝行君の長逝を
哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につ
き同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの
件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求め
るの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を
求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意
を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求める
の件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意
を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求める
の件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求める
の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、

情報公開・個人情報保護審査会委員

預金保険機構理事

公害等調整委員会委員

中央更生保護審査会委員長

日本銀行政策委員会審議委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会委員

土地鑑定委員会委員

及び

運輸安全委員会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院
の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

情報公開・個人情報保護審査会委員に森田明

君、市川玲子さん及び大橋洋一君を、

預金保険機構理事に小幡浩之君を、

公害等調整委員会委員に柴山秀雄君を、

中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君を、

日本銀行政策委員会審議委員に石田浩二君を、

労働保険審査会委員に神尾真知子さんを、

中央社会保険医療協議会委員に森田朗君及び石

津寿恵さんを、

土地鑑定委員会委員に鎌田薫君、石橋勲君、井

出多加子さん、緒方瑞穂さん、白田佳子さん、都

築武保君及び光多長温君を、

運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、横山鐵男君及び根本美奈さんを

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

預金保険機構理事に井上美昭君を、公害等調整委員会委員に高橋滋君を任命することにつきまして、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

日程第一 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、水質汚濁防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(横路孝弘君) 環境委員長小沢鋭仁君。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小沢鋭仁君登壇〕

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及

び結果を御報告申し上げます。

本案は、有害物質による地下水汚染の防止を図るため、指定施設であつて有害物質を貯蔵するもの等に係る構造等について基準を遵守すべきこととするともに、定期点検等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十七日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日松本環境大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日及び今日十日質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

厚生労働委員長提出、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案及び母体保護法の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進

められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案、母体保護法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長牧義夫君。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

母体保護法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案について申し上げます。

本案は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加に

とつて障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、この法律において、障害者とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいうものとし、障害者虐待とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいうものとするものと、

第二に、障害者の虐待の防止に係る国等の責務を定めるとともに、障害者虐待の早期発見を努力義務とすること、

第三に、障害者虐待について、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の市町村等への通報義務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めること

等であります。

次に、母体保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、通常の一般社団法人となる都道府県医師会について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせるとともに、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該医師会に対し報告を求め、または助言もしくは勧告をすることができることとするものであります。

両案は、いずれも本日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

出席国務大臣

総務大臣	片山 善博君
法務大臣	江田 五月君
厚生労働大臣	細川 律夫君
国土交通大臣	大畠 章宏君
環境大臣	松本 龍君
国務大臣	枝野 幸男君
国務大臣	自見庄三郎君
国務大臣	蓮 舫君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。
障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成二十二年障害者施策の概況」に関する報告

自殺対策基本法第十条の規定に基づく「平成二十二年我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告

一、去る十日、内閣を経由して日本銀行総裁白川方明君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

一、昨十三日、内閣から次の報告書を受領した。
第百七十六回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(議席変更)

一、昨十三日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一二八	齊木 武志君
一二九	相原 史乃君
一三三	齊藤 進君
一三四	稲富 修二君
一五一	竹田 光明君
一五二	工藤 仁美君
一五三	川口 浩君
一五四	玉置 公良君
一五九	梶原 康弘君
一六〇	中川 治君
一六一	松崎 哲久君
一六二	藤田 一枝君
一六七	津川 祥吾君
一六八	山花 郁夫君
一六九	樋高 剛君
一七〇	中塚 一宏君
二〇六	福田衣里子君
二〇七	山岡 達丸君
二〇八	柴橋 正直君

二〇九	近藤 和也君
二一〇	藤田 憲彦君
二一一	石原洋三郎君
二一二	緒方林太郎君
二一三	和嶋 未希君
二一四	福島 伸享君
二一五	大山 昌宏君
二一六	橋本 博明君
二一七	本村賢太郎君
二一八	宮崎 岳志君
二二一	橋本 勉君
二二二	中島 政希君
二二三	道休誠一郎君
二二四	村上 史好君
二二五	浜本 宏君
二二六	玉木 朝子君
二二七	石田 三示君
二二八	皆吉 稲生君
二二九	稲見 哲男君
二四〇	辻 恵君
二四一	若井 康彦君
二四二	若泉 征三君
二四三	階 猛君
二四四	宮島 大典君
二四五	古賀 敬章君
二四六	豊田潤多郎君
二四七	大谷 信盛君
二四八	小泉 俊明君
二四九	阿久津幸彦君
二五〇	中津川博郷君
二五一	首藤 信彦君
二五二	松宮 勲君
二五三	高井 美穂君

二五四	泉 健太君
二七七	藤田 大助君
二七八	小山 展弘君
二七九	田中美絵子君
二八〇	三村 和也君
二八一	小野塚勝俊君
二八二	高橋 英行君
二八三	山本 剛正君
二八四	小林 正枝君
二八五	平山 泰朗君
二八六	中後 淳君
二八七	石山 敬貴君
二八八	高井 崇志君
二八九	橘 秀徳君
二九〇	玉木雄一郎君
三〇三	柳田 和己君
三〇四	大泉ひろこ君
三〇五	京野 公子君
三〇六	川村秀三郎君
三〇七	川口 博君
三〇八	石津 政雄君
三〇九	山崎 摩耶君
三一〇	桑原 功君
三一一	渡辺浩一郎君
三一二	太田 和美君
三一二	鷺尾英一郎君
三一二	糸川 正晃君
三二七	柚木 道義君
三二八	石関 貴史君
三二九	松本 大輔君
三三〇	岡本 充功君
三三一	菊田真紀子君
三三四	長安 豊君

三二五	園田 康博君
三二六	西村智奈美君
三六一	岡田 康裕君
三六二	神山 洋介君
三六三	森岡洋一郎君
三六四	吉田 統彦君
三六五	木村たけつか君
三六六	石井登志郎君
三六七	大西 健介君
三六八	森山 浩行君
三六九	熊田 篤嗣君
三七〇	初鹿 明博君
三七一	後藤 祐一君
三七二	齋藤やすのり君
三七三	加藤 学君
三七四	菅川 洋君
三八七	熊谷 貞俊君
三八八	川越 孝洋君
三八九	三輪 信昭君
三九〇	高松 和夫君
三九一	野木 実君
三九二	金森 正君
三九三	菊池長右門君
三九四	樋口 俊一君
三九五	小川 淳也君
三九六	北神 圭朗君
三九七	大串 博志君
三九八	逢坂 誠二君
三九九	郡 和子君
四〇〇	森本 哲生君
四〇一	佐々木隆博君
四〇二	福田 昭夫君
四〇三	古本伸一郎君

四〇四	笠 浩史君
四〇五	市村浩一郎君
四〇六	田島 一成君
四〇七	長島 昭久君
四〇八	神風 英男君
四〇九	田嶋 要君
四一〇	馬淵 澄夫君
四三三	山尾志桜里君
四三六	小原 舞君
四三七	高邑 勉君
四三八	横糸 勝仁君
四三九	坂口 岳洋君
四四〇	早川久美子君
四四一	中野渡詔子君
四四二	大谷 啓君
四四三	中島 正純君
四四四	櫛渕 万里君
四四五	萩原 仁君
四四六	長島 一由君
四四七	富岡 芳忠君
四四八	佐藤ゆうこ君
四六〇	石川 知裕君
四六一	本多 平直君
四六二	村越 祐民君
四六三	城井 崇君
四六四	橋本 清仁君
四六五	中野 謙君
四六六	中根 康浩君
四六七	岡島 一正君
四六八	松木けんこう君
四六九	黒岩 宇洋君
四七〇	津島 恭一君
四七一	和田 隆志君

四七二	青木 愛君
四七三	田名部匡代君
四七四	楠田 大蔵君
四七五	田村 謙治君
四七七	仲野 博子君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
厚生労働委員
辞任
三宅 雪子君
棚橋 泰文君
谷畑 孝君
西村 康稔君
江田 憲司君
玉城デニー君
工藤 仁美君
菅原 一秀君
秋葉 賢也君
北村 茂男君
柿澤 未途君
金子 健一君
磯谷香代子君
道休誠一郎君
磯谷香代子君
井上 信治君
坂本 哲志君
長島 忠美君
丹羽 秀樹君
山内 康一君
山内 康一君
環境委員
辞任
工藤 仁美君
磯谷香代子君
補欠
磯谷香代子君
工藤 仁美君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員
辞任
若井 康彦君
齊藤 鉄夫君
高橋千鶴子君
城井 崇君
稲津 久君
宮本 岳志君
宮本 岳志君
高橋千鶴子君
補欠
城井 崇君
稲津 久君
宮本 岳志君
齊藤 鉄夫君

(議案提出)
一、去る十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
総務委員会 付託

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して
税制の整備を図るための所得税法等の一部を改
正する法律案(内閣提出第八二号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。

東日本大震災復興基本法案(東日本大震災復興
特別委員長提出)

津波対策の推進に関する法律案(災害対策特別
委員長提出)

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提
出)

一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次
のとおりである。

東日本大震災復興基本法案

津波対策の推進に関する法律案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
法の一部を改正する法律案

一、去る十日、参議院に送付した内閣提出案は次
のとおりである。

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づ
き、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの
件

(議案修正承諾及び通知)

一、去る十日、本院は、次の両件をそれぞれ承諾
し、その旨参議院及び内閣に通知した。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正の件
地方税法等の一部を改正する法律案中修正の件

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。

住宅用火災警報器の普及に関する質問主意書
(木村太郎君提出)

GPS波浪計の活用に関する質問主意書(橘慶
一郎君提出)

東日本大震災発生後の政府の対応についての内
閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退につい
ての発言の真意等に関する再質問主意書(浅野
貴博君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。

教職員の労働時間管理に関する質問主意書(高
橋千鶴子君提出)

介護報酬の地域係数に乗ずる人件費比率と地域
区分の考え方に関する質問主意書(柿澤未途君
提出)

東日本大震災による遺産相続放棄問題に関する
質問主意書(木村太郎君提出)

ロシア副首相による日ロ平和条約不要論に対す
る政府の見解に関する質問主意書(浅野貴博君
提出)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出非常時における空・
海の救急救命室に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後
の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に係
る政府の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による
北方領土訪問に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出緊急時における日本
の危機管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出災害時の指定避難所

の防災備品等の整備に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員田中康夫君提出米穀等の取引等に係
る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
の施行に伴う、JAS法に基づく「玄米及び精
米品質表示基準」の改正に関する質問に対する
答弁書

衆議院議員田中康夫君提出JAS法「生鮮食品
品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」
の整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出公立学校施設の耐震
化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後
の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並
びに自身の出処進退についての発言の真意等に
関する質問に対する答弁書

平成二十三年五月三十一日提出
質問 第一一六号

非常時における空・海の救急救命室に関する
質問主意書

提出者 木村 太郎

非常時における空・海の救急救命室に関する
質問主意書

平成十三年度から厚生労働省が始めたドクター
ヘリ普及助成事業であるが、今回の東日本大震災
で被災地ヘドクターヘリが出動し活躍した。本年
四月一日現在、二十二道府県で二十六機が配備さ
れていると聞いているが、大震災で甚大な被害を
受けた岩手、宮城両県には配備されていないかつ
た。

平成十九年度においては、全国的な配備を目指

した「ドクターヘリ特別措置法」を制定したが、普
及が思うように進まず、翌年、地方の負担を軽減
した以降には一気に増えたことは記憶に新しい。

今回の大震災では、救急患者の治療や病院への
搬送は言うまでもなく、津波被害によって孤立し
た患者や医療従事者を救出し、その威力を発揮し
た。特に少子・高齢化が進展する中、我が国の安
心安全の確保に努め、救急率の向上を図っていく
ことが国民的課題となつているところである。今
後も更なる配備を普及させ、またアクセス向上の
ために、国、地方公共団体、関連団体、学会等が
一体となつて取り組まなければならないと考え
る。

従つて、次の事項について質問する。

一 東日本大震災での被災地へのドクターヘリ出
動について、活動状況はどのようになつてい
るのか、都道府県別、患者数まで具体的に示され
たい。

二 一に関連し、今回の大震災における患者数は
過去の大災害と比較にならないほどの規模と想
定されるが、どのように分析し、今後どのよう
な対応をしていくのか、管内閣の見解如何。

三 特に今回の大震災で甚大な被害を受けた岩
手、宮城両県にはドクターヘリが配備されてい
なかつたことについて、どのように捉えている
のか、管内閣の見解如何。

四 ドクターヘリは本年四月一日現在、二十二道
府県で二十六機が配備されているが、全国整備
が完了する年度は、概ね何時を想定しているの
か示されたい。

五 災害時においては、消防の防災ヘリや自衛隊
のヘリ、報道のヘリなどが交錯し、救助が困難
な場合もある。このような事態により迅速かつ

適切な救急医療を行うため、空のみならず海における大型の病院船も必要と考えるが、菅内閣の見解如何。

六 ドクターヘリによる救命率向上に向けて、国は関係団体等と連携し、被災地を含め今後どのような対策を講じていくのか。またその対策は、平成二十三年度第二次補正予算の中では、どのように反映していくのか、菅内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第二一六号
平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出非常時における空・海の救急救命室に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出非常時における空・海の救急救命室に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十三年三月十二日から同月十五日までの間に、北海道、青森県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、山口県、高知県及び福岡県に配備された合計二十機のドクターヘリのうち十六機が岩手県、宮城県及び福島県における患者搬送等のために出動するとともに、千葉県及び茨城県に配備された合計三機のドクターヘリのうち二機がそれぞれの県内における患者搬送等のために出

動し、合計百四十名以上の患者の搬送等が行われたと承知している。

二について

現在の災害医療体制は、平成七年の阪神・淡路大震災及び地下鉄サリン事件を契機として、急性期医療を必要とする負傷者への対応を中心として整備されてきたところであるが、一般の東日本大震災においては、阪神・淡路大震災と比べて、急性期医療を必要とする負傷者の数は少なかつたものの、避難所等での生活が長期化する中で慢性疾患患者等に対する医療についても災害時の医療として実施する必要があること、引き続き、これらの急性期医療を必要とする負傷者及び慢性疾患患者等が必要な医療を受けられるよう、岩手県、宮城県及び福島県を支援していくとともに、今後、一般の東日本大震災を踏まえた災害医療体制の在り方について検討していくこととしている。

三について

岩手県及び宮城県においては、現在、ドクターヘリを配備していないが、これは、それぞれの地域の実情を考慮してのものであると考えている。なお、一般の東日本大震災においては、一についてで述べたとおり、他の道府県に配備されたドクターヘリが両県における患者搬送等のために出動し、必要な救急医療が適切に提供されたものと認識している。

四について

政府としては、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、地域の実情を踏まえつつ、ドクターヘリを用いた救急医療提供体制を全国的に整備する

ことを目標としているが、ドクターヘリの配備については、全都道府県における配備を目標としているものではなく、各道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえ、その必要性を判断するものである。

五について

お尋ねの病院船の配備については、発災後速やかに被災地に航行して必要な医療を提供することが可能か、病院船を管理する組織及び費用負担についてどのように考えるか、平常時に病院船をどのように運用するか等について、慎重に検討することが必要であると考えている。

六について

政府としては、ドクターヘリを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に対し重要な役割を果たしていること認識しており、平成二十三年度予算において、都道府県における配備計画も踏まえ、ドクターヘリの運航に対する補助を行うための経費及びドクターヘリに搭乗する医師等に対する研修の実施に係る経費を計上しているところである。今後、当該予算を適切に執行し、ドクターヘリを用いた患者搬送等を支援してまいりたいと考えており、現時点において、更なる財政措置を講ずることは考えていない。

平成二十三年五月三十一日提出
質問 第二一七号

東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に係る政府の認識に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に係る政府の認識に関する再質問主意書

本年五月十七日、東日本大震災を受けて政府は、重点政策を組み直すための「政策推進指針」(以下、「指針」とする。)を閣議決定した。右の中で、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の交渉に参加するか否かを判断する時期については、「総合的に検討する」との表現がなされている。また、TPPと同じく、六月を目途に基本方針を策定するとしていた農業改革についても、策定の時期を検討し直すとのことである。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七七第一八五号)を踏まえ、再質問する。

一 本年五月二十六日、菅直人内閣総理大臣はフランスのドービルでオバマ米国大統領と会談した。その際菅総理は冒頭、TPPについて「東日本大震災で少し遅れているが、そう遠くない時期に方針を固めたい」と述べたと報じられている。右の菅総理の発言の真意につき説明されたい。菅総理が言う「そう遠くない時期」とは、具体的にいつ頃までを想定しているものであるのか、また菅総理として、「そう遠くない時期」にTPPについて何の方針を固める考えているのか、それぞれ説明されたい。

二 一の日米首脳会談における菅総理の発言は、「指針」に反するものではないのか。

三 「前回答弁書」ではTPPについて「政府としては、指針において、国と国との絆の強化による開かれた経済再生等を内容とする基本原則にのっとり、『FTAAP・EPAのための閣僚会合』において、「包括的経済連携に関する基本

方針」に基づく高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討することとしたところである。」との答弁がなされている。各府省による試算は府省ごとに異なるものの、ＴＰＰに参加することにより、我が国の農業はじめて第一次産業、そして第一次産業のみならず全ての産業が大きな影響を受けることは明白であり、とりわけ第一次産業は、壊滅的な打撃を受けることが懸念されている。また、本年三月十一日に発生した東日本大震災、それに伴う福島第一原発事故により、甚大な被害が生じている。右答弁には「震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情」に配慮する旨があるが、政府がそう考えているならばこそ尚更、今は何をおいても被災地の復旧、復興に全力を傾注すべき時であり、現段階でＴＰＰという枠組みそのもの、または交渉への参加を考え、国民に不安を与えることは避けるべきではないのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第二一七号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(ＴＰＰ)に係る政府の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(ＴＰＰ)に係る政府の認識に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

菅内閣総理大臣は、平成二十三年五月二十六日(現地時間)の日米首脳会談において、オバマ米国大統領に対し、「ＴＰＰ(環太平洋パートナーシップ)については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、しっかりと議論し、ＴＰＰ協定交渉参加の判断時期については、震災のため遅れているが、改めて総合的に検討し、できるだけ早期に判断したい。」旨述べたが、これは、ＴＰＰ協定交渉参加の判断時期について、具体的な時期を想定して述べたものではなく、「政策推進指針」日本の再生に向けて(平成二十三年五月十七日閣議決定。以下「指針」という。)に従い、総合的に検討する趣旨で述べたものであり、指針に反するものではない。

三について

政府としては、被災地の復旧・復興に全力を尽くしつつ、「包括的経済連携に関する基本方針」(平成二十二年十一月九日閣議決定)及び指針に従い、ＴＰＰ協定交渉参加の判断時期について総合的に検討していく考えである。

平成二十三年六月一日提出

質問 第一二一八号

韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問主意書

本年五月十九日、韓国の国会にある「独島領土守護対策特別委員会」に所属する国会議員数名が、同月二十二日から我が国固有の領土である北方領土の国後島訪問を計画していること(以下、「訪問計画」とする。)がわかったとの報道がなされ、同月二十四日、「訪問計画」は実行された。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七七第一九二号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「姜昌一議員ほか二名の韓大韓民国の国会議員が、平成二十三年五月二十四日に、視察のためユジノサハリンスクから国後島を訪問したものと承知している。」との答弁がなされているが、政府、外務省として、姜議員ら三名がどのような方法で国後島に入り、同島のどこを視察したのか、現地でアテンドした人物は誰だったのか、そして総滞在時間はどれくらいであったのか等、三名の訪問の実態を正確に把握しているか。

二 一の、姜議員ら三名を現地でアテンドした人物の中に、ロシア政府、サハリン州政府関係者はいたか否か、政府、外務省は正確に把握しているか。

三 今回の姜議員ら三名の国後島訪問は、ロシア政府、またはサハリン州政府による招聘を受けて行われたものであるのか、政府、外務省は正確に把握しているか。

四 今回の姜議員ら三名の国後島訪問に、ロシア政府、またはサハリン州政府は、どの程度積極的な関与をしていたと、政府、外務省は認識しているか。

五 今回の姜議員ら三名の国後島訪問に、韓国政

府はどの程度積極的な関与をしていたと、政府、外務省は認識しているか。

六 政府、外務省として、今回の姜議員ら三名の国後島訪問により、北方領土交渉における我が国の立場は不利になったと認識しているか。右質問する。

内閣衆質一七七第二一八号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員による北方領土訪問に関する再質問に対する答弁書

一 及び五について

我が国の固有の領土である国後島については、我が国は現在管轄権の一部を事実上行使できない状況にあるため、お尋ねの「訪問の実態」について正確にお答えすることは困難であるが、姜昌一議員ほか二名の韓大韓民国の国会議員が、平成二十三年五月二十四日に、サハリンにある大韓民国の出張所の便宜供与等を受けて、航空機により国後島を短時間訪問したものと承知している。

二について

お尋ねについては承知していない。

三について

御指摘の「国後島訪問」は、ロシア政府又はサハリン州政府の招聘を受けて行われたものではないと承知している。

四について

これまでのところ、御指摘の「国後島訪問」について、ロシア側の主體的、意図的な関与があったとは考えていない。

六について

第三国の国会議員が北方四島を訪問したからといって、ロシア連邦が法的根拠なくして北方四島を占拠していることに正当性が付与されることはないことから、ロシア連邦政府との交渉における我が国の立場が特段不利になるとは考えていない。

平成二十三年六月一日提出
質問 第一一九号

緊急時における日本の危機管理に関する質問
主意書

提出者 木村 太郎

緊急時における日本の危機管理に関する質問
問主意書

東日本大震災によって、これまでの我が党を含めて国会は、危機管理上、想定外以上のことにについて、その思考において逃避してきたことを反省しなければならぬと痛感するものである。

一つには、現行憲法が緊急事態への対処を規定する条文を欠いていることに問題がある。英・独・仏などの主要国の憲法には緊急事態条項があり、重大な局面において迅速、適切に対処するために定めている。

有事以外の緊急事態に対応する法律について、「災害対策基本法」、「大規模地震対策特別措置法」、「原子力災害対策特別措置法」などがあるが、過去に遡り、平成十六年及び十七年において、前

記の法体系を統括するための「緊急事態基本法」の整備を、自民・民主・公明の三党で成立を図ることとで合意した経緯がある。

選挙の受け狙いだけを優先する民主党の憲法論議に非積極的な姿勢により、衆参両院の憲法審査会すら放置状態であることを考えれば、この時点において憲法改正は現実的でなく、今回の大震災の早期収束を克服した後は、望むべくもないことであるが、何時起こっても不思議ではないとされる大震災に対応するため、直ちに「緊急事態基本法」制定に向け、本格的な検討をすべきと考え

従って、次の事項について質問する。

一 五月十五日付の日本経済新聞の電子版アンケートによると、災害時の私権制限について、八割が賛成している。一方、現憲法において、今回のような巨大災害にあたっては総理或いは内閣に特段の強い権限を与える規定がないが、この私権制限についてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 今回の東日本大震災を受けて、深刻なのは原発事故であるが、原子炉の安全管理について、企業任せにしている現状に対し、速やかに見直しをすべきと考えるが、菅内閣の見解如何。

三 一と二に関連し、今回の東日本大震災を受けて、一部の地方自治体が首長・庁舎そのものを失くすなど、県が機能しても、残念ながら役所の機能が起動せず、自衛隊や警察などに依存せざるを得ない結果となった。各自治体が機能していることが前提として策定されている現行の危機管理体制についてどのように捉え、また今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

四 一と三に関連し、今回の東日本大震災を受けて、自衛隊の活動については、目覚ましいものがあり、神々しくもある。しかし、国家の防衛を維持しつつ、派遣できる要員には限界があり、予備自衛官を招集したが、この根底には、現政権が新防衛大綱作成時に、陸自の定員削減をしたことによる影響大なるものがあると考え

えるが、菅内閣の見解如何。

五 一と四に関連し、このような実態を踏まえ、何時起こっても不思議ではないとされる大震災に迅速かつ適切に対応するため、今回の大震災の早期収束を克服した後は、直ちに「緊急事態基本法」制定に向け、本格的な検討をすべきと考えるが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二一九号
平成二十三年六月十日

衆議院議長 横路 孝弘殿 菅 直人

衆議院議員木村太郎君提出緊急時における日本の危機管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出緊急時における日本の危機管理に関する質問に対する答弁書

一について

現行憲法下においても、大規模な災害に対応すべく、公共の福祉の観点から合理的な範囲内で国民の権利を制限する法律を制定することは可能であるが、その是非は、制限の必要性、その内容の合理性等を総合的に勘案して判断され

るべきものと考えている。

二について

原子力安全規制の在り方については、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」の場等を通じて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の原因等について徹底的な検証を行った上で、当該検証結果等を踏まえ、その見直しについて検討を行っていくこととしている。

三について

災害応急対策については、災害対策基本法（昭和三十三年法律第二百二十三号）等により、地方公共団体が自ら応急措置を実施することが困難な場合に備えた一定の仕組みが整備されており、東日本大震災（以下「震災」という。）に際しては、これらの仕組みを活用しつつ、被災した市町村に対して、国及び他の地方公共団体から、物資の供給や職員の派遣等の支援が行われてきたところである。

今後とも、震災における教訓を踏まえ、危機管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。

四について

自衛隊については、震災に総力を挙げて対応するため、即応予備自衛官及び予備自衛官を招集し、最大時十万人を超える態勢で対応しているが、同時に、我が国周辺における警戒監視など、各種事態に対する即応態勢は引き続き維持してきたところである。

五について

国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築することは、政府の当然の責務である。

これらの緊急事態への対処に当たっては、政府全体として総合力を発揮することができるようになることが重要であり、これまで、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実に努めてきているところである。

政府としては、今後とも、国及び国民の安全を守るため、大規模な自然災害を始めとする様々な緊急事態への対処の在り方について不断の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。

平成二十三年六月一日提出
質問 第一二一〇号

災害時の指定避難所の防災備品等の整備に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

災害時の指定避難所の防災備品等の整備に関する質問主意書

東日本大震災では、最大時で五十万人以上が避難し、八十日が経過した今なお十万人の被災者が不自由な避難生活を余儀なくされている。避難所は本来、被災者が取り敢えず難を逃れ、仮設住宅等へ移るまでの間、安心で安全、かつ衛生的な生活を送れる場所であればならない。

しかしながら今般の大震災では、避難所に避難した住民が犠牲となったこと、通信網の途絶により避難状況の把握ができなかったこと、避難所の孤立により食料や飲料水等の不足が生じたこと、また避難所において死亡する被災者が出るという二次災害が発生したことなど、避難所に関して多くの問題点が浮き彫りとなった。国民も、被災者の方々が、食事や寝具、トイレや風呂、またブラ

イバシーなど多くの問題に直面しつつ、我慢を重ねる姿に深い同情を寄せ、また、不便を強い避難所の在り方について多くの疑問の声も上がっている。いまもって余震が継続する中、この一年以内にも大きな地震が発生すると指摘されており、この未曾有の大災害を機に、指定避難所がその本来の機能を果たせるよう、防災備品等の整備の在り方を見直した上で、早急に対策を取るべきであると考えます。

右を踏まえ、以下質問する。

一 今回の震災では、電気、ガス及び水道等のライフラインが途絶したこと、避難生活に大きな支障が生じた。食料、飲料水、寝具等生活物資の基本的な備蓄だけでなく、ライフラインが機能するよう、自家発電機、非常用飲料水貯水槽、プール浄水装置及び衛星携帯電話についても指定避難所に常備すべきであると考え、現状は甚だ不十分な状況である。全国の指定避難所における自家発電機、非常用飲料水貯水槽、プール浄水装置及び衛星携帯電話のそれぞれの整備率を都道府県ごとに示されたい。また、地震防災対策特別措置法が延長されたが、早急に「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災施設等の整備の推進を強化すべきと考えるがどうか。さらにその整備状況を示されたい。

二 例えば、新潟県においては中越地震を教訓として指定避難所とされるほとんどの学校にシャワールームを整備しつつある。今回の震災では、多数の避難者が長期間不衛生で不快な思いをされ、今もって厳しい現況が続いていることを踏まえて、入浴施設やシャワー施設の設置について早急に具体的に取り組む必要があると考

えるが今後どうするのか示されたい。

三 指定避難所における物資の備蓄及び防災備品等の整備については、都道府県間、市町村間、避難所間における格差も著しい現状である。今後は、指定避難所において装備品の充実を図るとともに、対策の指針として数量的・定量的な目標値を入れた「ガイドライン」を作成し、各地方自治体の参考に資するべきと考えるが具体的な取り組みについて示されたい。

内閣衆質一七七第二二〇号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出災害時の指定避難所の防災備品等の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出災害時の指定避難所の防災備品等の整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「指定避難所」とは、地域防災計画等により市区町村が指定した避難所を指すものと考えられるが、全国のこのような避難所におけるお尋ねの「整備率」は把握していない。

地震防災上緊急に整備すべき施設等については、現在、各都道府県において、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)に基づき、平成二十三年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画の作成が行われているところであり、政府としては、同計画に基づく整備を

着実に推進してまいりたい。また、平成十八年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画に定められた事業の平成二十二年年度末までの実績額は、計画額の合計約十二兆円の約七十パーセントに当たる約八兆四千億円となる見込みである。

二について

政府としては、東日本大震災に際して、必要に応じ避難所に簡易シャワーや仮設風呂等の設備を整備するよう都道府県に要請するとともに、その費用について、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づく国庫負担を行うこととしているほか、避難所を含めた被災地における水道施設の早期復旧を支援し、避難所で生活する被災者の生活環境の改善に努めているところである。

三について

お尋ねの点については、今後、政府として検討してまいりたい。

平成二十三年六月二日提出
質問 第一二二一号

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴う、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の改正に関する質問主意書

提出者 田中 康夫

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴う、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の改正に関する質問主意書

本年七月一日、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレイサ

ビリティ法(以下、米トレス法)が完全施行され(令第二百六十号)、一般消費者に対する産地情報の伝達(法第八条)が義務化される。

これに伴い、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」を改正し、農産物検査法による検査を受けていない玄米を原料とした精米(以下、未検査米)なども産地情報の伝達を可能とする見直し(消費者庁より消費者委員会に諮問されており、本年五月に開催された同委員会食品表示部会に於いて、未検査米に対する表示を「△△県産(産地未検査)」とする改正案の答申を決めた。

また、昨年六月一八日に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針の中で、米の農産物検査法(「産年」や「品種」の表示)のあり方について、米の産年・品種については、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。〔平成二十二年度検討開始・できる限り早期に結論との方針が示されている。〕

そこで、次の事項について質問する。

一 本改正は、米トレス法の施行に依拠して行われるものにも関わらず、未検査米の産地情報の伝達に於いて「△△県産米トレス法に基づく」などとといった表示をせず、「△△県産(産地未検査)」と、安易に農産物検査法に基づく情報を用いており、そのこと自体、米トレス法が産地情報伝達の根拠として不十分であることを強調するものではないか。

二 義務規定である米トレス法の情報伝達に、任意規定である農産物検査法の検査証明書(以下、証明)の情報をを用いることは、実質的法治主義の立場から鑑みるに、米トレス法が農産物

検査法の下位に位置すると解釈され、上位法優位の原則から、運用上、農産物検査法の証明こそが不可欠であることを強調するものではないか。

三 一、二に於いてそうでないと反駁するならば、一般消費者に対し本改正が米トレス法の施行に伴う産地表示であることを強調していない不作為の意図は何かその理由を述べよ。

四 本改正案では、未検査米に対してのみ(産地未検査と、農産物検査法に基づく情報を用いることで検査米と未検査米の区別を施策しているが、これにより専ら一般消費者の間に米トレス法に依拠する未検査米の産地情報に疑義を生じさせる、もしくは検査米のそれより劣るとの心象を与えるものと考ええる。逆に検査米に対して「△△県産(検査済)」といった表示を施策しなかった意図及び理由を述べよ。

五 米トレス法では産地情報の伝達のみを義務付けているが、閣議決定の対処方針にある「産年」「品種」の情報伝達を本改正から見送ることは、米トレス法の目的である消費者の利益の増進(法第一条)に失するものと考ええる。その不作為の意図及び理由を述べよ。

六 五に於いて、今後検討するにないし検討中と反駁するならば、閣議決定の対処方針にある(できる限り早期に結論)に即し次改正までの行程表を示せ。

七 閣議決定には、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法によりとあるが、本改正の産地情報の伝達に於いても、これに倣い情報の伝達に農産物検査法の適用を除外すべきでないか。右質問する。

内閣衆質一七七第二二二号
平成二十三年六月十日

衆議院議員 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員田中康夫君提出米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴う、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員田中康夫君提出米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴う、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の改正に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び七について

御指摘の玄米及び精米品質表示基準(平成二十二年農林水産省告示第五百十五号)の改正については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号、以下「米トレス法」という。)による産地情報の伝達が本年七月から義務化されることを受け、農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十三条の規定による証明(以下「検査証明」という。)を受けていない玄米について、米トレス法第四十四条の規定に基づき伝達される産地情報を表示することができるようになるとともに、現在も都道府県名等の産地の表示をすることができ検査証明を受けた玄米における表示の方法と区別することにより産地に関する検査証明の有無を確認できるようにするため、都道府県名等の産地の表示をする場合にあつては、当該産地の次に

括弧を付して「産地未検査」と記載することとするものである。

なお、米トレス法第四条及び第八条の規定による産地情報の伝達については、検査証明を受けているか否かにかかわらず、米穀の産地を伝達する必要がある。

五及び六について

御指摘の「産年」「品種」の情報伝達については、速やかに検討の工程を明らかにした上で、当該工程に基づき、精米等に関する表示の実態調査を行うとともに、消費者等の意見を広く聴くなどして検討を進め、できる限り早期に結論を得ることとしたい。

平成二十三年六月二日提出
質問 第一二二二号

JAS法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の整合性に関する質問
主 意 書

提出者 田中 康夫

JAS法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の整合性に関する質問主 意 書

平成二十二年一月、山口県に籍を置く米穀販売業者に対し、農林水産省は「JAS法第十九条の十四第一項」の規定に基づく指示を行った。

当該事業者は袋詰精米(以下、当該商品について、未検査米を使用していたにもかかわらず、任意で表示したラベルに品種名を表示して販売し、また、玄米及び精米品質表示基準で規定された一括表示を行わず不適正表示のまま一般消費者に向けて販売をした。

本行為は、中国四國農政局山口事務所が実施した表示状況調査により当該商品の疑義が確認され、上記農政局の追加調査により発覚。JAS法の規定に基づき定められた「玄米及び精米品質表示基準第五号第三号」並びに、「同基準第三号第一項」の規定に違反する不適正な表示であることから、「JAS法第十九条の十四第一項」に基づく指示を行ったものである。

そこで、次の事項について質問する。

一 本件は、実際に袋詰めされた品種そのものに虚偽はなく、任意である農産物検査を受けていない未検査米に品種名を表示した為JAS法違反となつたが、仮に本事業者が当該商品を業務用として販売する、若しくは、包装容器に入れずバラ売りとした場合、JAS法違反となるか見識を求める。

二 一の仮定では、当該商品は「生鮮食品品質表示基準」に基づく品種表示となり、JAS法違反の嫌疑はないと認識するが、本件は広く一般消費者の利益たり得る事実の表示をしたにもかかわらず、任意の農産物検査を受けていないが為JAS法違反となつたことへの所見を求める。

三 本件に限らず、未検査米の「産地」「産年」及び「品種」の表示に於いて、事実の情報伝達をしたにもかかわらずJAS法違反となることは、同法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の間に整合性がないことに起因するとの認識はあるか。

四 本件に限らず、全くの同一製品にもかかわらず、一般消費者向けに袋詰めされた包装容器入り精米ならば「玄米及び精米品質表示基準」、業務用ならば「生鮮食品品質表示基準」を適用する

ことは二重基準ではないか。

五 そもそも、一般消費者が知りうるべき情報の伝達を規制してまで、あらゆる農産物の中で唯一、包装容器入り精米に対してのみ独自の表示基準を設ける意図ならびに理由は何か。

六 消費者の利益の増進に努め、今度、同様の事象が起ころぬよう、「玄米及び精米品質表示基準」を廃止し、「生鮮食品品質表示基準」に統合して整合性を図る意思はあるか。

七 本年七月に施行される米トレーサビリティ法に基づき、未検査米の産地情報の表示は可能となるが、本法施行以前から、「生鮮食品品質表示基準」で「産地」「産年」及び「品種」の表示は可能であつたことを考えれば、「玄米及び精米品質表示基準」との整合性を図らず運用に踏み切ることは行政不作為ではないか。

右質問する。

内閣衆買一七七第二二二号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員田中康夫君提出JAS法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員田中康夫君提出JAS法「生鮮食品品質表示基準」と「玄米及び精米品質表示基準」の整合性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの場合については、農林物資の規格化

及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三の二の規定に違反しないと考ええる。

二から七までについて

国民の主食として重要な農産物である米穀については、その産地、品種及び産年に関する情報が消費者の商品選択に資するものであり、消費者への販売に当たっては、特に当該情報に係る信頼を確保する必要があることから、農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十三条の規定による証明等がある場合に限って、産地、品種及び産年を表示できることとしている。

御指摘の未検査米の表示については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)による産地情報の伝達が本年七月から義務化されることを受け、都道府県名等の産地の表示ができるよう措置することとしている。また、品種及び産年に関しては、速やかに検討の工程を明らかにした上で、当該工程に基づき、精米等に関する表示の実態調査を行うとともに、消費者等の意見を幅広く聴くなどして検討を進め、できる限り早期に結論を得ることとしたい。

平成二十三年六月二日提出
質問 第一二二三号

公立学校施設の耐震化に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

公立学校施設の耐震化に関する質問主意書
文部科学省は去る五月二十四日、東日本大震災で学校施設が甚大な被害を受けたことなどを踏ま

え、公立小中学校・高校などの施設整備の基本方針を見直し、平成二十七年までの五年間で全ての耐震化を完了させる計画を策定した。

自公による麻生政権が、何時発生するとも限らない災害に緊急対策として学校の耐震化対策費を四千億円組んでいたが、民主党による事業仕分けにより、学校の耐震化などの予算が削減され、高校授業料無償化のバラマキ予算に費やされたことについて、過ぎ去つたことはいえ内心忤ねたる思いでいっぱいである。

昨年四月一日時点の全国の公立学校の耐震調査の結果において、耐震性が確保された施設の耐震化率は七十三・三％で、前年度比六・三ポイント増だった。しかし、耐震化率は自治体ごとに関きがあり、六割に満たない自治体もあった。平成二十三年度当初予算八百五十億円に、今年度第一次補正予算で学校耐震化予算二百四十億円が追加されたが、残る校舎などの耐震化には国の負担分だけでなく、七千億円から八千億円が必要との見方もある中、財政力の弱い自治体はその負担から、工事が進行しない場合も想定される。

地震発生率の高い我が国において、さらには東日本大震災を受けて、災害時の安全性完全確保に向けて耐震化を早急に完了することが最も重要と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 麻生政権が、何時発生するとも限らない災害に緊急対策として、学校の耐震化推進事業費四千億円を組んでいた予算に対し、民主党政権が事業仕分けにより、それを削減したことについて、この四千億円が、今回の東日本大震災においてどれだけの人が救われたかわからない。あまりの危機管理の無さに怒りを通り越し

て呆れている」との意見があるが、これについてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 公立小中学校等施設の耐震化の推進予算は、自公政権時の平成二十一年度における二千五百八十八億円に比べ、昨年度予算は千六百八十二億円、本年度においては、追加予算を含めても千四百五十億円となり、平成十九年度以降で最も少ないが、これについてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

三 今回、自公政権時に改正した「地震防災対策特別措置法」を平成二十七年まで延長したが、国はこの間までに全ての公立小中学校等施設の耐震化を完了させると思われる。しかし、残る校舎などの耐震化には国の負担分だけでも七千億円から八千億円が必要との見方もある中、財政力の弱い自治体はその負担から、工事が進行しない場合も想定されるが、今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

四 三に関連し、今年度第一次補正予算の措置を通じて、公立小中学校等施設の耐震化については、その耐震化率は約八十六パーセントに留まり、約一万七千四百棟が残されることになるが、果たして平成二十七年までの五年間で全ての耐震化を完了させることが可能なのか、菅内閣の見解如何。

五 一〜四に関連し、耐震化の品質及び強度等についての安全性、信頼性に疑問があるとし、第三者機関の監査制度を設置すべきとの意見もあるが、菅内閣の見解如何。

六 今や忘れ去られているが、「コンクリートから人へ」と鳩山前首相は強調したが、災害から

国民の生命と財産を守るため、コンクリートは必要なしと、今後もその路線は未来永劫引き継いでいくのか、菅内閣の方針如何。右質問する。

内閣衆質一七七第二二三号

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出公立学校施設の耐震化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出公立学校施設の耐震化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「学校の耐震化推進事業費四千億円」は公立の義務教育諸学校等施設の耐震化（以下「公立学校耐震化」という。）に係る国庫補助事業のための経費以外の経費を含むものと思われる。ところ、公立学校耐震化に係る国庫補助事業については、平成二十一年度において当初予算及び第一次補正予算で合計約二千五百八十七億円を措置し、平成二十二年において当初予算、予備費及び第一次補正予算で合計約二千九百二十一億円を措置しており、御指摘のような「削減した」事実はない。

二について

公立学校耐震化に係る国庫補助事業については、各地方公共団体からの要望等を踏まえて必要予算を措置しているところであり、平成二十三年において当初予算及び第一次補正予算

で合計約千十三億円を措置しているが、これは地方公共団体からの要望にほぼ応えたものとなっている。

三及び四について

文部科学省としては、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」（平成十八年文部科学省告示第六十一号）において、平成二十七年までのできるだけ早い時期に公立学校耐震化を完了することを目指すこととしており、その実現に向けて、今後とも、地方公共団体に対し、必要な国庫補助を行うほか、各種会議等の場を活用して耐震化の必要性について改めて周知すること等により、耐震化が図られるよう促してまいりたい。

五について

御指摘の「第三者機関の監査制度」がどのようなものを念頭に置いているか定かでないが、文部科学省においては、公立の義務教育諸学校等施設の耐震性能を確保するため、各地方公共団体に対して国庫補助を行うに当たり、各地方公共団体が作成する耐震補強計画の内容について、二人以上の大学教授等の建築構造専門家が構成員となつて審査委員会等を設置する公益法人等によって確認されていること等を要件としているところである。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、万全の備えをすることが政治の重要な役割であるとの考えに立ち、政府一体となつて防災対策の推進に万全を期してまいりたい。

平成二十三年六月二日提出
質問 第一二二四号

東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する質問主意書

本年六月二日、菅直人内閣総理大臣は、衆議院本会議前の代議士会において次の発言をしている。

「私に不十分なところがあり、野党が不信任案を出すことにながり、私の不十分さで皆さんにもご迷惑をかけることをおわびしたい。

三月十一日に発生した東日本大震災の復旧復興の道筋を付け、原発事故の一日も早い収束を図ることに全力を傾注せねばならない。被災者から『遅い』、『不十分だ』と厳しい指摘をいただき、私の指導力、考え方、不十分だった部分も多々あるが、政治家、国家公務員、地方公務員が全力を挙げて取り組んでいることはお互いに確認できるのではないか。

皆さんに三つ申し上げる。一つは復旧復興に向け、全身全霊をあげて最大限の努力をする。このことを国民の皆さんに改めて約束したい。

二つ目は民主党を決して壊さない。壊してはならない。そういう根本に立つて行動すると約束したい。三つ目は、自民党に政権を戻すことがないようしっかりと対応していく。このことを私の行動の基本に置いて進めることを約束する。

野党から『お前が総理では物事が進まないから地位を外れる』と強い指摘をいたしている。『ありとあらゆることを、地位にしがみついたために発言し、行動している』と厳しい批判をいたしているが、その(総理の)立場、その地位に立つた者として責任をしっかりと果たせるかを考えて行動してきたつもりだ。

そうした中で、今回の震災を迎えた。私としては、大震災に取り組む一定のめどが付いた段階、私がやるべき一定の役割が果たせた段階で、若い世代の皆さんにいろんな責任を引き継いでいただきたいと考えている。

私にはまだ、松山の五十三番札所から八十八番札所まで、お遍路を続ける約束が残っている。しかし、大震災、原発事故に一定のめどがつくまで、ぜひとも私にその責任を果たさせていただきたい。その責任を皆さんとともに果たさせていたきたい。

そのためにも、本日、野党から出される不信任案に、皆さん方の一致団結しての否決という対応をぜひお願いしたい。

右の発言(以下、「総理発言」とする。)を踏まえ、以下質問する。

一 一般に、内閣総理大臣が公の場で発言した内容について、総理はそれを実行する責務を負うか。菅総理の認識如何。

二 「総理発言」は民主党会派の代議士会において、報道機関に対してすべて公開されている中でなされたものであるが、右は内閣総理大臣としての公式な発言であると理解して良いか。確認を求める。

三 「総理発言」の中に、本年三月十一日に発生し

た東日本大震災、それに伴う福島第一原発事故に対する政府の対応についての言及があるが、菅総理として、これまでの対応をどう総括しているか。自身のリーダーシップ、政府部内の連絡体制、国民に対する情報開示等、対応全般について、反省点も含めどうであったと認識しているか、詳細に説明されたい。

四 「総理発言」の中に、「私としては、大震災に取り組む一定のめどが付いた段階、私がやるべき一定の役割が果たせた段階で、若い世代の皆さんにいろんな責任を引き継いでいただきたいと考えている。」との部分があるが、右の「大震災に取り組む一定のめどが付いた段階」、「私がやるべき一定の役割が果たせた段階」とは、菅総理として、菅内閣として、つまり政府として、東日本大震災並びに福島第一原発の事故に關し、具体的にどのような対応が取れた段階のことを示しているのか、またそれは具体的に何年の何月頃を指しているのか、それぞれ詳細に説明されたい。

五 「総理発言」の中には、「若い世代の皆さんにいろんな責任を引き継いでいただきたいと考えている。」とあるが、右は菅総理として、四の段階の後に総理の職を辞することを明言したものと理解して良いか。

六 「総理発言」は、国民の代表たる国会議員が、特に政権を預かる与党議員の前でなされたものであり、右は国民に対する約束であり、菅総理はその内容を実行する責務を負うと考えるが、いかがか。

右質問する。

内閣衆質一七七第二二四号
平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

お尋ねの「総理発言」は菅内閣総理大臣の民主党代表としての発言であるが、お尋ねの同発言の趣旨等については、平成二十三年六月二日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年五月二十七日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「特定施設を」「特定施設等」に

改め、同条第一項中「次の事項」の下に「特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。」を加え、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定施設の設備

第五条に次の一項を加える。

3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(第一項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。)であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造

四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備

五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法

六 その他環境省令で定める事項

第六条第一項中、「又は」を、「若しくは」に改め、「浸透させるもの」の下に「又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設

設となつた際現にその施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしていない者を含む。を、「当該施設が特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設を加え、又は第二項各号」を、「第二項各号又は第三項各号」に改める。

第七条の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条中「第五条第一項第四号から第八号まで」を「第五条第一項第四号から第九号まで」に、「又は同条第二項第四号から第八号まで」を、「同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号まで」に改める。

第八条中「第五条」を、「第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に改め、又は前条の規定による届出」の下に「第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。」を加え、「又は第五条」を「又は第五条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合(同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。又は前条の規定による届出(第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に

関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第八条の二中「第五条」を「第五条第一項の規定による届出」に改め、「による届出」の下に「同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。」を加える。

第九条第一項中「特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を、「構造」の下に「設備」を加える。

第十条中「若しくは同条第二項第一号」を、「第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号」に改め、「特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第十一条第一項中「特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同条第二項中「係る特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を、「当該特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間(当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき(当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。は、この限りでない。

第十四条に次の一項を加える。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところによ

り、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十四条の三第一項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場(以下この条及び第二十二條第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。を、「当該特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第二項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第三項中「特定事業場の」を「特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の」に、「又はその敷地」を「若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地」に改め、「当該特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加える。

第二十二條第一項中「特定事業場」を「特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場」に、「又は設置者」を「若しくは設置者」に、「特定施設の」を「特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の」に、「特定施設その他」を「特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他」に改める。

第二十三條第二項の表第一号中「鉱山から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「鉱山の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。に改め、同表第十号を同表第十三号とし、同表第九号を同表第十二号とし、同表第八号中「第十四条の二第二項」を「第五条第三項、第六条、第七條、第八條第二項、第九條から第十四條まで並びに第十四條の二第二項」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第七号中「事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「事業場の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。に改め、同号を同表第九号とし、同号の次に次のように加える。

十 廃油処理施設である有害物質使用 特定施設を設置する工場又は事業場 から特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害 物質使用 特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第 一項、第九条から第十一条まで並びに第十 四条の二第一項及び第四項	
第二十三条第二項の表第六号を同表第八号とし、同表第五号中「第十四条の二第二項」を「第五条第 三項、第六号、第七号、第八号第二項、第九号から第十一条まで並びに第十四条の二第二項」に改 め、同号を同表第七号とし、同表第四号中「事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透 させる者」を「事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）」に改め、同号を同表第五号と し、同号の次に次のように加える。	六 電気工作物である有害物質使用特 定施設を設置する工場又は事業場か ら特定地下浸透水を浸透させる者	当該有害 物質使用 特定施設	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第 一項、第九条から第十一条まで並びに第十 四条の二第一項及び第四項
第二十三条第二項の表第三号を同表第四号とし、同表第二号中「第十四条の二第二項」を「第五条第 三項、第六号、第七号、第八号第二項、第九号から第十一条まで並びに第十四条の二第二項」に改 め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。	二 鉱山施設である有害物質使用特定 施設を設置する鉱山保安法第二条第 二項本文に規定する鉱山から特定地 下浸透水を浸透させる者	当該鉱山	第五条第二項、第六条、第七条、第八条第 一項、第九条から第十一条まで並びに第十 四条の二第一項及び第四項
第二十三条第三項中「特定施設」の下に「又は指 定施設」を加え、同条第四項中「又は特定地下浸透 水」を「若しくは特定地下浸透水又は同項に規定す る指定施設から地下に浸透する有害物質を含む 水」に改め、同条第六項中「第四号」を「第五号」に 改め、「第十三条の二第一項」の下に「第十三 条の三第一項」を加え、「同表第七号の上欄に掲げ る者に対し第十三条第一項若しくは第三項又は」 を「同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対 し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若 しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、 第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十	三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号 の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは 第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第 一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲 げる者に対し」に改める。	第二十四条の二第一号中「第十三条の二第一項」 の下に「第十三条の三第一項」を加え、同条第二 号中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める。 第三十条中「第十三条の二第一項」の下に「第 十三条の三第一項」を加える。 第三十三条第三号中「又は第二項」を「第二項 又は第五項」に改める。	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による
改正前の水質汚濁防止法第五条第一項の規定に
よりされている届出は、この法律による改正後
の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第五条
第一項の規定によりされた届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に工場若しくは事
業場において新法第二条第八項に規定する有害
物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施
設」という。）を設置している者（新法第五条第一
項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設
置の工事をしていない者を含む。）又は工場若しく
は事業場において新法第五条第三項に規定する
有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定
施設」という。）を設置している者（設置の工事を
している者を含む。次条において同じ。）は、こ
の法律の施行の日から三十日以内に、環境省令
で定めるところにより、同項各号に掲げる事項
を都道府県知事（新法第二十八条第一項の政令
で定める市（特別区）を含む。以下この項におい
て同じ。）の区域内の有害物質使用特定施設又は
有害物質貯蔵指定施設に係る場合にあっては、
当該市の長とする。）に届け出なければならない
。

る。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項
の刑を科する。

第四条 この法律の施行の際現に有害物質使用特
定施設を設置している者（新法第五条第二項の
規定に該当する場合を除き、設置の工事をして
いる者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設
置している者については、この法律の施行の日
から起算して三年を経過する日までの間は、新
法第八条第二項、第十二条の四及び第十三条の
三の規定は、適用しない。

2 前項の規定に該当する者に対する新法第十三
条の三第二項の規定の適用については、同項中
「第十二条の四の基準の適用」とあるのは、「第
十二条の四の基準の適用（水質汚濁防止法の一
部を改正する法律（平成二十三年法律第
号）の施行の日から起算して三年を経過するこ
とにより同条の規定が適用されることとなつた
場合を除く。以下この項において同じ。）」とす
る。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、新法の施行の状況を勘案し、
必要があると認めるときは、新法の規定につい
て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置
を講ずるものとする。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第七條 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号又はを」若しくは「特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号」に、「同法第七條中「第五條」とあるのは「第五條第二項」を「同法第七條中「第五條又は」とあるのは「第五條第二項若しくは第三項又は」と、「第八號」を「第九號」に、「掲げる事項又は」を「掲げる事項」に、「同法第八條中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五條」とあるのは「第五條第二項」を「同法第八條第一項中「都道府県知事は、第五條第一項若しくは第二項」とあるのは「府県知事は、第五條第二項」と、「第五條第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号」とあるのは「同項第四号」に、「同法第九條第一項」を「又は第五條第一項若しくは第二項」とあるのは「又は同項」と、「同法第九條第一項」に、「第五條第二項」と、「同条第二項」を「第五條第二項若しくは第三項」と、「同条第二項」に、「第五條第二項」と、「同法第十條中「第五條」とあるのは「第五條第二項」を「第五條又は」とあるのは「第五條第二項若しくは第三項又は」とあるのは「第五條第二項若しくは第三項又は」に、「若しくは同条第二項第一号」を「第二項第一号」に、「第五條第二項」と、「同条第三項中「第五條」とあるのは「第五條第二項」を「第五條第二項若しくは第三項」と、「同条第三項中「第五條」とあるのは「第五條第二項若しくは第三項」とあるのは「第五條第二項若しくは第三項」に、「同法第二十三條

第二項中「排出水を排出し、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「第五條」とあるのは「第五條第二項、第六條と、同条第三項中「第五條」とあるのは「第五條第二項」を「同法第二十三條第三項中「第五條」とあるのは「第五條第二項若しくは第三項」に、「当該特定施設を」当該特定施設又は指定施設に改め、「第八條、第八條の二」とあるのは「第八條」とを削り、「第八條」と、同条第五項を「同条」と、同条第五項に改める。
(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正)
第八條 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十五條第五項ただし書中「から第六号まで」を「第六号若しくは第七号」に、「並びに」を「及び」に改める。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、有害物質による地下水汚染の防止を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けるものとする。
- 2 有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、有害物質による地下水の汚染の更なる未然防止を図るため、構造等について基準を遵守しな

ければならないものとする。

- 3 都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設等の届出があつた場合において、その届出に係る施設等が2の基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は届出に係る施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとする。
- 4 都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、2の基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができるものとする。

5 この法律の施行の際現に有害物質を貯蔵する施設等を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、2、3及び4の規定は適用しないものとする。

6 有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、当該施設の構造等について、定期的に基準の適合状況等を点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。

7 4の規定による命令及び6の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対し所要の罰則を適用するものとする。

8 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、有害物質による地下水汚染の防止を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十三年六月十日

環境委員長 小沢 鋭仁

衆議院議長 横路 孝弘殿

(別紙)

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響が広範囲に及んでいる現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行水質汚濁防止法第二十三條を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しを含め、その体制の在り方について総合的に検討を加えること。

二 放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、水、大気、土壌、生態系などの総合的なモニタリングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわたるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人員確保などの体制整備に努めること。

三 放射性物質に係る環境モニタリングにより得られた結果を基に、原子力発電所周辺地域はもとより、それ以外の地域の住民においても健康

被害が生じないよう、関係省庁は密接に連携して対応すること。特に放射性物質による子どもへの健康被害については、その感受性の高きにかんがみ、関係省庁はそれぞれの責任を明確にして対応に当たること。

四 原子力発電所の敷地外にある放射性物質に汚染されたがれきや土壌などについては、地下水を含む周辺環境への汚染が拡大しないよう、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行う制度を早急に構築するなど、一般環境中の放射性物質による人の健康被害や生態系に係る被害を防止するために最大限努力すること。

五 有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、中小の事業者による過度の負担とならないものとする。さらに、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

六 施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、本法の適用対象ではないガソリン等の貯蔵施設が原因となつて地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

七 地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加

え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

八 公共用水域の水質を保全する汚水処理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることにかんがみ、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

九 公共用水域の水質を保全するため、赤潮の原因となるシャットネラ等の有害プランクトンの特性や、それらによる赤潮の発生メカニズムの解明等に関する調査研究を早急に進め、その成果を踏まえて効果的な赤潮防除のための措置を講ずること。

十 水質汚濁防止法全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討事項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十三年六月十四日

提出者

厚生労働委員長 牧 義夫

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等(第七条―第十四条)
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第十五条―第二十条)
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等(第二十一条―第二十八条)
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条―第三十一条)
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条―第三十九条)
- 第七章 雑則(第四十条―第四十四条)
- 第八章 罰則(第四十五条―第四十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとつて障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、

もつて障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。
2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障害者福祉施設」という。)(又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。))に係る業務に従事する者をいう。
5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇

用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係

機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他の障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法明治四十年法律第四十五号の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図られるよう、養護者による障害者虐待により生

命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき、当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体上の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体上の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはそののぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行つた養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認めるときは、障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるもの

を漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があつた場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)
第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)
第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、こ

れを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十三条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十三条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、

その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地

第五章 就学する障害者等に対する虐待の

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

平成二十三年六月十四日 衆議院会議録第二十八号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防

第六章 市町村障害者虐待防止センター及

（市町村障害者虐待防止センター）

平成二十三年六月十四日 衆議院会議録第二十八号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者

め、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センター)の業務の委託

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協

力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による

平成二十三年六月十四日 衆議院会議録第二十八号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

(市町村における連携協力体制の整備)

(都道府県障害者権利擁護センター)

都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲

ける業務を行うものとする。

一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務

に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等に

より、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があつた場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による被害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する

法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者

の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

理 由

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

母体保護法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年六月十四日

提出者

厚生労働委員長 牧 義夫

母体保護法の一部を改正する法律

母体保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(指定医師を指定する医師会の特例)

第四十条 第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人

人及び特例社団法人(同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。)以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の際特例社団法人であつたもの(次項において「特定法人」という。)を含むものとする。

2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都道府県の区域を単位として設立された医師会であつて、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 一〇円)	本号一部 一五円